

行方市 子ども・子育て支援事業計画

未来をひらく子どもが健やかに生まれ
育つためのまちづくり



平成27年3月

計画策定にあたって

急速に少子・高齢化が進展する中で、保護者の就労環境や子どもを取り巻く生活環境も著しく変化しています。本市においても、少子化対策や子ども・子育て支援の取り組みは最大の課題であり急務となっています。そのため、社会全体の責任として、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現していく必要があります。

国は、こうしたことを背景として、今後の子育て支援をさらに充実させるため、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする関連法(子ども・子育て関連3法)を制定し、これにより、子ども・子育て支援のための新たな制度が平成27年度からスタートします。

そのため、本市においても子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の実施及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図っていくため、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう計画的に取り組みます。

計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。



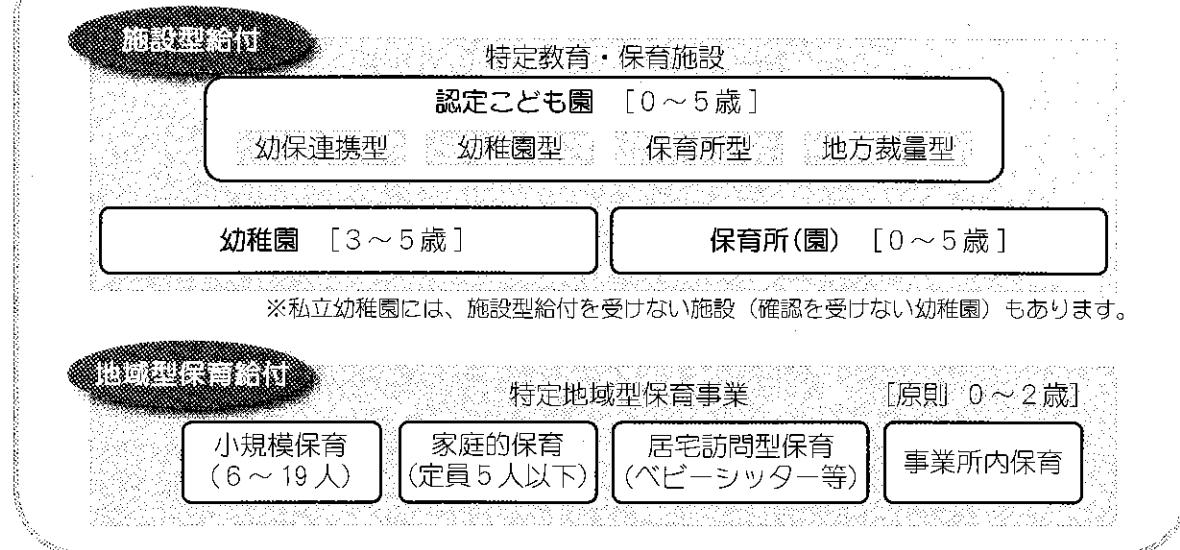
子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育てに関する3つの法律(①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)と新たな財源(消費税増収分の一部)を基にして、保育の量的拡大と質の改善を図り、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するとともに、地域の子ども・子育て支援を充実させる新たな仕組みです。

この新しい制度では、子ども・子育て支援法に基づき、国が、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めるとともに、市町村は、その基本指針に即して、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を定めることになりました。新しい制度においても、計画的に子育て支援を充実していくものです。

子ども・子育て支援制度では、保育園や認定こども園、幼稚園、小規模保育等、いずれの施設を利用した場合でも、共通の仕組み（「施設型給付」及び「地域型保育給付」）で公費の対象となり、利用者個人へ給付する仕組みとなりました。

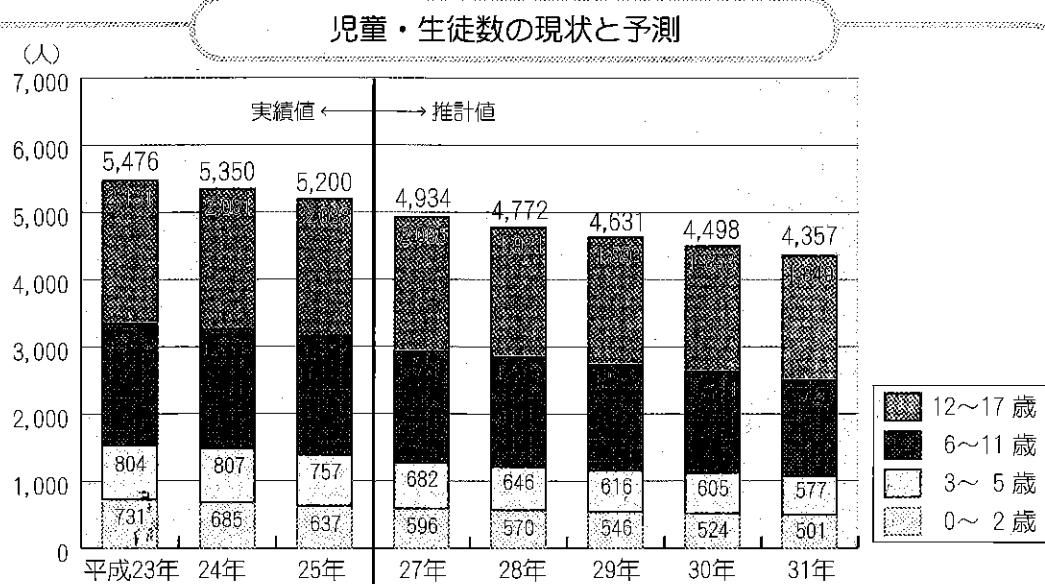
施設型給付と地域型保育給付の概要



行方市の現状

行方市の児童・生徒数は減少傾向が続いている。この傾向が続くと17歳以下の人口は、平成31年には4,357人に減少することが予測されます。

子ども・子育てを取り巻く現状等に対応し、より魅力ある子育て支援の充実した地域づくりを進めていく必要があります。



資料：住民基本台帳人口（外国人を除く） 各年4月1日現在
平成27年以降はコーホート法による推計値

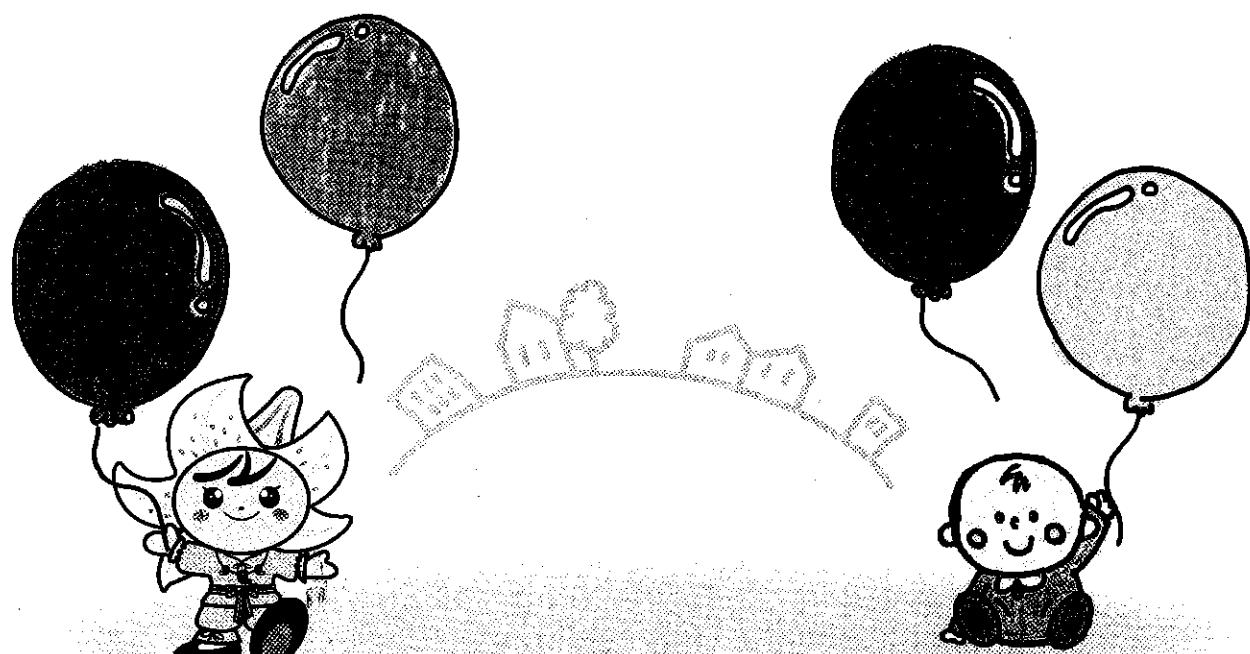
基本理念

子どもは、未来に向かって無限の可能性を秘めています。この子どもたちが、それぞれの個性と能力を伸ばし、いきいきと健やかに成長していくける社会環境を築いていくことは、行方市の未来にとっても大切なことです。

本市は、美しい水辺と肥沃な大地を舞台に豊かな自然環境や農水産物に恵まれ、県内でもトップクラスの宅地面積・住宅面積を有するなど、のびのびと子育てするにはとても魅力ある地域です。この行方市で安心して子どもを産み、心にゆとりを持った育児ができるよう、さらに教育・保育環境や子育て支援策を充実させるとともに、家庭、地域住民、各種団体、学校、行政、企業など地域社会全体の「協働・共創」を基本に、子どもの健やかな成長を見守り、支え、喜び合えるまちとして、取り組みを推進します。

地域資源の魅力を最大限に活用しながら、“子育てするなら やっぱり なめがた”と、言われる子ども・子育て支援の充実した取り組みを推進していきます。

未来をひらく子どもが健やかに生まれ 育つためのまちづくり

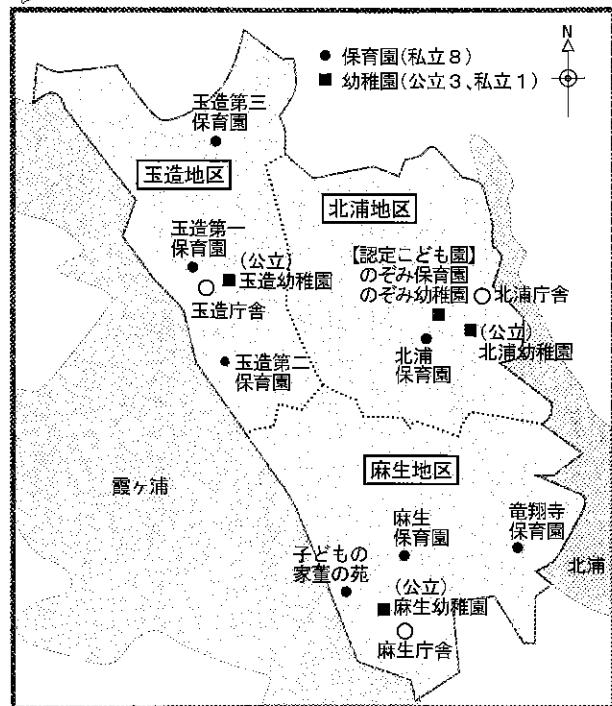


教育・保育の提供体制

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」を設定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。(子ども・子育て支援法第61条2項)

行方市は、人口、利便性、教育保育施設の配置等から勘案し、一時的な需要の増減に対して、広域で調整しやすい等の理由から、市域全域を1つの「区域」として設定して、計画を推進していきます。

行方市の教育・保育施設



施設型給付及び地域型保育給付を利用する子どもは、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分による市の認定を受けることになります。

認定区分

区分	対象	利用する教育・保育
1号認定	3歳以上 幼稚園等の利用を希望する方	幼稚園 認定こども園(幼稚園機能)
2号認定	3歳以上 就労など、保育の必要な事由に該当し、保育園等の利用を希望する方	保育所(園) 認定こども園(保育園機能)
3号認定	0～2歳	保育所(園) 認定こども園(保育園機能) 小規模保育等

教育・保育の量の見込みと確保方策

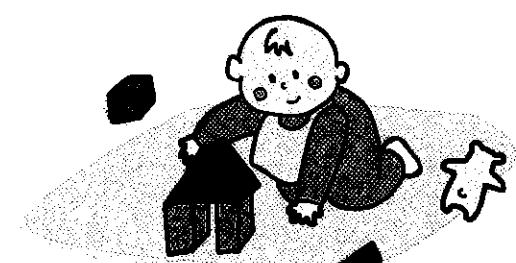
項目	平成29年度			平成31年度		
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
①量の見込み	227人	388人	252人	207人	369人	232人
			38人 214人			35人 197人
②確保方策	特定教育・保育施設	385人	388人	252人	385人	388人
	特定地域型保育事業					252人
②-①	158人	0人	0人	178人	19人	20人

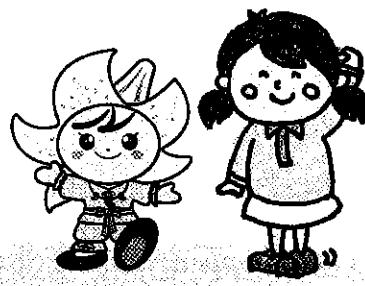
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援制度に基づき、市町村が地域の実情に応じて実施するものです。教育・保育施設を利用する家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する事業です。

地域子ども・子育て支援の量の見込みと確保方策

事業名	事業概要等	平成 29 年度		平成 31 年度	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
① 利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行うとともに、相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施する事業	—	1カ所	—	1カ所
② 時間外保育事業(延長保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所(園)等において保育を実施する事業	108人	108人 8カ所	100人	100人 8カ所
③ 学童保育(放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業	370人	370人	330人	370人
④ 子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等の利用により、必要な保護を行う事業	年間延べ 利用日数 5日	年間延べ 利用日数 5日 1カ所	年間延べ 利用日数 5日	年間延べ 利用日数 5日 1カ所
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん訪問)	生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	175人	175人	160人	160人
⑥ 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業	2人	2人	2人	2人
⑦ 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター等で実施している子育てについての相談や情報の提供、援助、子育て家庭の交流を実施する事業	年間延べ 利用回数 4,813回	7カ所	年間延べ 利用回数 4,418回	7カ所





事業名

事業概要等

⑧ 一時預かり事業

幼稚園在園児を対象とした預かり保育

認定こども園、保育所(園)などにおいて、一時的に保育を行つ事業

⑨ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業

病気や病後の子どもについて、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業

⑩ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子どもの預かり等の援助を希望する人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業

⑪ 妊婦健康診査

妊婦の健康診査費用を補助するため、14枚の補助券を配付する事業

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等の利用で、日用品、文房具等の物品の購入に要する費用又は行事への参加費用等を助成する事業

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

民間事業者の参入の促進、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

平成 29 年度

平成 31 年度

量の見込み

確保方策

量の見込み

確保方策

年間延べ
利用日数
3,930 日

年間延べ
利用日数
4,000 日
7カ所

年間延べ
利用日数
3,650 日
7カ所

年間延べ
利用日数
2,407 日

年間延べ
利用日数
2,407 日
8カ所

年間延べ
利用日数
2,233 日
8カ所

年間延べ
利用日数
52 日

年間延べ
利用日数
52 日
1カ所

年間延べ
利用日数
48 日
1カ所

年間延べ
利用日数
686 日

年間延べ
利用日数
700 日
1カ所

年間延べ
利用日数
596 日
1カ所

194 人

194 人

178 人

178 人

必要に応じて実施を検討

調査や研究の推進

子ども・子育て支援に関する施策の推進

1 育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて特定教育・保育施設等を利用できるよう、保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、本市の教育・保育のニーズ量を基礎として、計画的に特定教育・保育施設等の確保に努めます。

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

児童相談所など関係機関と連携を強化して、養育支援を必要とする家庭の早期把握に努めます。

また、地域の子育て支援機能を活用して虐待の未然防止に努め、早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまできめ細かな福祉サービスの展開を推進します。また、ひとり親家庭への支援や、障がい児への切れ目のないきめ細かい支援の充実に努めていきます。

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③ 障がい児施策の充実等

3 子育てと仕事の両立支援

男女が家庭、地域、職場等社会のあらゆる分野においてパートナーとして責任を担う社会が実現できるよう「行方市男女共同参画推進計画」に基づく各種施策・事業を推進します。

また、仕事と生活の調和のとれた多様な働き方が実現できるよう、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の普及・啓発、多様な働き方に対応した子育て支援の基盤整備に努めます。

- ① 仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス)の普及
- ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

4 子どもと親の健康づくり

妊婦が安心して妊娠・出産に臨み、赤ちゃんを健やかに育てていくことができるよう、妊婦や乳幼児に対する健康診査や健康相談、訪問指導の実施等により、子どもと親の健康の確保・増進に努めます。

また、小児医療体制の充実とともに、次世代の子どもの心身の健康を守るために、学童期や思春期の保健対策や「食育」の推進に取り組みます。

- ① 子どもと親の健康の確保・増進
- ② 食育の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 小児医療の充実

総合的な取り組みの推進

まちづくりの指針となる「行方市総合計画後期基本計画」に掲げる子ども・子育て支援に関する施策と併せて、施策や事業の進行管理及び実施状況の点検・評価を行い、必要に応じて改善策を講じます。また、若者や子育て家庭が思う存分、実力を發揮できる環境を整えること、子育て支援を充実させることを最優先とし、行政、市民、事業者、団体等がそれぞれの立場で協力し合う「協働」を基本として取り組みを推進していきます。

行方市子ども・子育て支援事業計画「概要版」

発行／平成27年3月 編集／行方市 保健福祉部 こども福祉課
〒311-3512 茨城県行方市玉造甲404（玉造庁舎）
電話0299（55）0111（代表）

